

障害関係各種手当について

障害のある方が地域で自立した生活をしていくため、経済的負担を少しでも軽減できるように次のような手当があります。
法令改正により平成23年4月分から手当支給金額が一部変更になります。

◆特別児童扶養手当

身体または精神に障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者に支給します。

対象者

身体障害者手帳（1、2、3級）および4級（下肢障害）または療育手帳（A、B程度の方および同程度の精神障害のある方

手当額

1人当たり月額
1級（重度）
変更前 50,750円
変更後 50,550円
2級（中度）
変更前 33,800円
変更後 33,670円

支給方法

年3回（4月期・8月期・12月期）指定銀行口座に振込となります。

支給制限

前年の所得が一定額以上の場合や児童が障害による公的年金を受けた場合は支給されません。

手続き

認定請求書、手帳、印鑑、住民票（世帯全員）、戸籍謄本、診断書

◆特別障害者手当

身体または精神の障害により重度または重複しているなどのため日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給します。

対象者

身体障害者手帳1級、療育手帳（A程度の方

手当額

月額 変更前26,440円
変更後26,340円

支給方法

年4回（2月・5月・8月・11月）指定銀行口座に振込となります。

支給制限

前年の所得が一定額以上の場合、福祉施設等へ入所している場合、病院等に3か月を越えて入院している場合は支給されません。

手続き

手帳、印鑑、住民票（世帯全員）、診断書（特別障害者手当用）

◆障害児福祉手当

身体または精神に重い障害があるため、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の方に支給します。

対象者

身体障害者手帳1級、療育手帳（A程度の方

手当額

月額 変更前14,380円
変更後14,330円

*福祉手当（経過措置分）

月額 変更前14,380円
変更後14,330円

支給方法

年4回（2月・5月・8月・11月）指定銀行口座に振込となります。

支給制限

保護者の前年の所得が一定額以上の場合や障害を支給事由とする年金を受給できない場合、福祉施設等へ入所している場合は支給されません。

手続き

手帳、印鑑、診断書、住民票（世帯全員）

◆笠間市在宅心身障害児福祉手当

笠間市に居住する20歳未満の心身に重度の障害のある児童と同居・養育している方に支給します。

手当額

月額 3,000円（身体障害者手帳1・2級、療育手帳（A・A）

支給方法

月額 1,500円（身体障害者手帳3級、療育手帳B）

支給制限

年2回（3月・9月）指定銀行口座に振込となります。

支給制限

障害児福祉手当を受けている場合、福祉施設等へ入所

している場合は支給されません。

手続き

手帳、印鑑、児童状況書

◆難病患者見舞金

難病疾患の方の心身の安定のため見舞金を支給します。

対象者

笠間市に住所があり、医師が難病と診断した方、または保健所に難病患者登録をしている方（一部病名を除くため、詳しくは社会福祉課までお問い合わせください。）

手当額

月額 3,000円

支給方法

年2回（3月・9月）指定銀行口座に振込となります。

手続き

手帳、医師の診断書または一般特定疾患医療受給者証の写し

◆障害者扶養共済制度

障害児（者）の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とし、保護者が毎月掛金を納入して、保護者に万一のことがあった場合に残された障害児（者）に終身一定額の年金を支給する制度です。

対象者

1～3級の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持す

る障害者（児）の保護者（父母、配偶者、兄弟、姉妹、祖父母、その他の親族等）で県内に住所があり特別の病気や障害を持たない4月1日現在65歳未満の方（精神、難病含む）

掛金

保護者の加入時の年齢により9,300円～23,300円まで7段階に分かれています。

年金

○1口加入の方
月額20,000円
○2口加入の方
月額40,000円
また、障害児（者）が死亡した場合は、弔慰金が支給されます。

手続き

加入等申込書、住民票（世帯全員）、申込者告知書、障害の種類・程度を証明する書類（身体障害者手帳、療育手帳等）、年金管理者指定届書（障害のある方が年金を管理することが困難な場合）、印鑑

※手当は、申請により支給されますので、新たに該当される方は、窓口までお問い合わせください。

【問合せ・申請先】

社会福祉課
（内線155・156）
笠間支所福祉課
（内線72161）
岩間支所福祉課
（内線73171）